

宮城県林地開発許可制度実施要綱

宮城県林地開発許可制度実施要綱（昭和50年4月1日適用）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 開発行為の許可（第3条―第6条）

第3章 許可制の適用のない開発行為に関する連絡調整（第7条―第11条）

第4章 関係機関との調整（第12条・第13条）

第5章 補則（第14条―第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項に規定する開発行為に関し、法、森林法施行条例（平成12年宮城県条例第73号。以下「条例」という。）、森林法施行細則（平成12年宮城県規則第124号。以下「規則」という。）その他の法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（指導方針）

第2条 知事は、法第10条の2第1項の許可（条例第3条第1項の変更の林地開発許可を含む。以下単に「許可」という。）を受けようとする者及び法第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合に該当する開発行為をしようとする者に対し、開発行為の計画の立案段階において森林の有する公益的機能の維持に適切かつ十分な配慮をするとともに、開発行為の実施に当たっては施行期間中の災害の防止に万全を期するよう指導するものとする。

第2章 開発行為の許可

（申請に対する審査，応答）

第3条 知事は、許可の申請が規則第18条に規定する提出場所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始し、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていることを確認し、その他法規に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許可を拒否するものとする。

（申請に対する処分）

第4条 知事は、許可をするときは、当該許可を申請した者に許可書を交付するものとする。

2 知事は、許可をしないときは、その旨を当該許可を申請した者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により許可書を交付したときは、その旨を当該許可書の写しを添えて県公安委員会に通知するものとする。

(届出)

第5条 知事は、条例第3条第2項第1号に掲げる場合の届出又は条例第4条第2項の規定による届出があった場合において、届出の内容を適正と認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。届出の内容を適正と認めないときも、同様とする。

2 知事は、条例第3条第2項第2号に掲げる場合の届出があった場合において、届出の内容を適正と認めるときは、当該届出に係る開発行為の許可を取り消し、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。届出の内容を適正と認めないときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(標準処理期間)

第6条 知事は、行政手続法第6条の規定により、申請書を受理してから許可するまでの標準処理期間を80日とし、適正、かつ円滑な執行に努めるものとする。

2 前項の日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

(1) 申請書の文書の不備その他の理由により申請の文書の補正等に要する日数。

(2) 宮城県の休日を定める条例（平成元年2月28日宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日

第3章 許可制の適用のない開発行為に関する連絡調整

(協議)

第7条 法第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合に該当する開発行為をしようとする者は、知事に協議をするものとする。

2 前項の協議（以下単に「協議」という。）をする者は、次に掲げる図書を添付した協議書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(1) 開発行為実施計画書（様式第2号）

(2) 工事工程表

(3) 別表に定める図面

(4) 開発行為に係る土地の区域及び状況を示した写真（以下「現況写真」という。）

(5) 防災計画、洪水調節計画その他の計画の根拠となる計算書

(6) 開発行為に係る協定書、承諾書、同意書その他の書類又はその写し

(7) 開発行為に係る土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し

3 協議をする者が法第10条の2第1項第1号に規定する国又は地方公共団体である場合は、前項第5号から第7号までに掲げる図書の添付を省略することができる。

4 協議をする者が法第10条の2第1項第1号に規定する国又は地方公共団体であり、かつ、当該協議に係る開発行為の目的が道路の新設又は改築である場合は、第2項第3号に掲げる図面に代えて、別表に定める位置図、区域図及び土地利用計画平面図（防災等計画平面図及び求積図を兼ねるものに限る。）のみの添付とすることができる。

（回答）

第8条 知事は、協議があったときは遅滞なく審査し、その審査の結果を当該協議をした者に回答するものとする。

（変更の協議）

第9条 協議をした者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、知事に変更の協議をするものとする。

- (1) 開発行為の目的
- (2) 開発行為の完了予定年月日
- (3) 協議をした土地利用計画の内容

2 前項の変更の協議をする者は、変更協議書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

3 前項の変更協議書には、第7第2項から第4項までに規定する図書のうち第1項の規定による変更に係るものを添付するものとする。ただし、開発行為実施計画書、工事工程表及び現況写真並びに別表に定める区域図、土地利用計画平面図及び求積図には変更前及び変更後の計画又は区域を示すものとする。

4 第1項の変更の協議には、前条の規定を準用する。

（届出）

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、知事に届け出るものとする。

- (1) 前条第1項に規定する場合において同項第2号に掲げる事項のみを変更しようとするとき。
- (2) 開発行為の廃止（前条第1項第3号に掲げる事項を変更する場合において、地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の規模を森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第2条の3に規定する規模以下の規模に変更することをいう。）をしようとするとき。

2 前項第1号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した届出書（様式第4号）を提出して行うものとする。

- (1) 変更前及び変更後の計画を示した工事工程表
- (2) 第7条第2項第6号に掲げる書類のうち変更に係るもの（同条第3項に規定する場合を除く。）

(3) 現況写真

3 第1項第2号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(1) 開発行為に既に着手している場合は、開発行為を既に行った部分の面積を示した別表に定める求積図

(2) 現況写真

4 知事は、第1項第1号に掲げる場合の届出があった場合において、届出の内容を適正と認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。届出の内容を適正と認めないときも、同様とする。

5 知事は、第1項第2号に掲げる場合の届出があった場合において、届出の内容を適正と認めるときは、当該届出に係る開発行為に関する第8条の規定による回答を撤回し、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。届出の内容を適正と認めないときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(開発行為の完了)

第11条 協議をした者は、開発行為に係る土地（当該土地を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為を完了したときは、その旨を知事に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、完了した区域及び状況を示した写真を添付した届出書（様式第6号）を提出して行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、届出に係る開発行為が協議の内容に適合しているかどうかについて調査し、その調査の結果を当該届出をした者に通知するものとする。

第4章 関係機関との調整

(市町村長の意見聴取)

第12条 知事は、許可をしようとするときは、関係市町村長の意見を照会するものとする。

(森林審議会の意見聴取)

第13条 知事は、許可をしようとするときは、宮城県森林審議会（以下「審議会」という。）に諮るものとする。ただし、許可をしようとする面積が10ヘクタール未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により審議会に諮らずに許可をしたときは、その概要について年

度ごとに取りまとめ、審議会に報告するものとする。

- 3 知事は、協議を受けたときは、その概要について年度ごとに取りまとめ、審議会に報告するものとする。

第5章 補則

(許可の取消し)

第14条 知事は、第5条第2項に定める場合のほか、次に掲げる場合は、許可の取消しをすることができるものとする。

- (1) 許可を受けた者が開発行為の期間の初日から起算して1年を経過する日までに当該開発行為に着手しなかったとき。
- (2) 許可を受けた者が法第10条の3の規定による命令に違反したとき。

- 2 知事は、前項の規定により許可を取り消したときは、その旨を当該許可を受けた者に通知するものとする。

(回答の撤回)

第15条 知事は、協議の内容と異なる開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により第8条の回答を得て開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を勧告し、又は相当の期間を定めて、協議の内容に適合するよう必要な措置を取ることを若しくは森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置を取ることを勧告することができるものとする。

- 2 知事は、第10条第5項に定める場合のほか、協議をした者が前項の規定による勧告に従わない場合は、当該協議に係る第8条の規定による回答を撤回することができるものとする。

- 3 知事は、前項の規定により撤回したときは、その旨を協議をした者に通知するものとする。

(申請等の取下げ)

第16条 条例、規則又はこの要綱に基づき申請、協議、届出又は報告（以下「申請等」という。）をした者は、申請等を取り下げようとするときは、その旨を知事に願い出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による願い出があった場合は、申請等をした者から提出された申請書その他の図書を当該申請等をした者に返却するものとする。

(協議書等の提出場所、提出部数)

第17条 この要綱に基づき知事に提出する協議書、届出書、取下げ願その他の図書は、開発行為に係る森林の所在場所を所管する地方振興事務所又は同地域事務所（当該地方振興事務所又は同地域事務所が二以上のときは、当該開発行為に係る森林の主たる所在場

所を所管する地方振興事務所又は同地域事務所) に2部提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の宮城県林地開発許可制度実施要綱の規定によってなされた行為は、この要綱中これに相当する規定がある場合には、この要綱の相当の規定によってなされた行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。